会計	繰越	検査			
中	中	中	中	○	○

（その1）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

1　主たる事務所の所在地　〒１００－８９８１ 東京都千代田区永田町２－２－１ 衆議院第一議員会館３１６号室

（ふりがな）　ちきゅうかんきょうけんきゅうかい

2　政治団体の名称　地球環境研究会

3　代表者の氏名　山本有二

4　会計責任者の氏名　坂本　迅人

5　平成　２６　年分

団体コード	1 1 7 0 0 2 3 9 2 0 0 0 1 0
前年繰越額	2，249，731 円

事務担当者の氏名　橋本晶代

電話番号　03－3508－7232

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　□ 無
公職の種類　衆議院議員（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　山本有二

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　山本　有二
公職の種類　衆議院議員（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　26　年　12　月　22　日　から
平成　26　年　12　月　31　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　　年　　月　　日　から
平成　　年　　月　　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付　27.F.5　収支公開室　第　号

611号　27.3.27　東京都選挙管理委員会

受付	審査	確認	消込

1579　131080

（その２）

収　支　の　状　況

全国団体用

１　収支の総括表

収　入　総　額	5,180,019
（前年からの繰越額）	2,249,731
（本年の収入額）	2,930,288
支　出　総　額	100,940
翌年への繰越額	5,079,079

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	０人

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	2,930,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	2,930,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	2,930,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	288	
合　　計	288	

（注１）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。
（注２）「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	①個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日		住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考	
上山　一知	1,500,000	26	6	20		東京都杉並区荻窪５－９－２１－４０２	弁護士		
古川　俊隆	100,000	26	9	22		千葉県浦安市舞浜３－２２－２	会社役員		
神　洋明	100,000	26	10	30		千葉県浦安市入船６－８－６０５	弁護士		
福田　学	100,000	26	11	14		東京都港区南麻布１－２５－２０	会社員		
菅谷　和大	1,000,000	26	12	1		茨城県取手市宮和田１０７０－３	会社役員		
関口　慶太	30,000	26	12	18		東京都台東区上野１－１１－１藤田ビル	弁護士		
畦元　将吾	100,000	26	12	29		東京都目黒区駒場１－５－７	団体役員		
この頁の小計	2,930,000								
その他の寄附	0								
合計	2,930,000								

(注１) 同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
(注４) 同一本部・支部（選管等へ届出たものに限る）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	100,940	
小計	100,940	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	0	
合計	100,940	

(注)(その１６)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費　2. 備品・消耗品費　(3.)事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
政治資金監査費用	100,000	26 5 26	弁護士　淵上貫之	東京都千代田区麹町１－６－６ プルミエ麹町ビル４階	
この頁の小計	100,000				
その他の支出	940				
合計	100,940				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1．領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　27 年　3　月27　日

政治団体の名称　　地　球　環　境　研　究　会

会計責任者の氏名　　坂　本　迅　人　　坂 印

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代　表　者　の　氏　名　　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成２７年３月23日

地球環境研究会

代表　山　本　有　二　殿

登録政治資金監査人　淵上貴光

登　録　番　号　第２３８３号

研修修了年月日　平成２１年６月９日

１　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という）第１９条の１３第１項の規定に基づき、地球環境研究会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書，振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。

(3)　私の責任は，外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書，振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について，政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、衆議院第１議員会館３１６号室の主たる事務所（東京都千代区永田町２－２－１）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書，振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書，振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は，会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

地球環境研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、地球環境研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上